

## 災害における応急生活物資等の供給に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉県エルピーガス協会千葉支部（以下「乙」という。）とは、千葉市域に地震、火災、風水害等の災害が発生し、千葉市災害対策本部が設置され「応急生活物資等」が必要になった場合、その供給に関する協力事項について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、千葉市内における大規模災害の発生を想定し、甲並びに市民等が必要とする応急生活物資等の供給について、事前に協定を締結することによって、甲の災害対応活動並びに市民生活の安定確保を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において「応急生活物資等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) カセットコンロ
- (2) カセットコンロ用ガスボンベ
- (3) 液化石油ガス
- (4) その他甲が必要と認める物資で、乙の対応が可能な物

### （協力要請）

第3条 甲は、千葉市内に災害が発生した場合において、応急生活物資等を必要とするときは、乙に対し、応急生活物資等の供給を要請することができる。

### （応急生活物資等の供給）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から生活物資等の供給協力の要請を受けたときは、甲の指定する場所へ応急生活物資等の供給を行うよう努めるものとする。

2 前項に掲げる要請については、原則として文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する余裕のない場合は、口頭またはその他の手段で行うことができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し事後速やかに文書を提出し、要請の事実を明らかにするものとする。

### （供給体制の確立維持）

第5条 乙は、本協定に基づく応急生活物資等の供給体制を確保するため、平常時においても、数量を確保し、大規模災害の発生に備えるものとする。

- (1) カセットコンロ
- (2) カセットコンロ用ガスボンベ
- (3) 液化石油ガス
- (4) その他

(応急生活物資等の運搬)

第6条 本協定に基づく応急生活物資等の運搬については、乙の指定するものが行うものとする。ただし、輸送については、緊急自動車扱いとするよう甲が配慮するものとする。

(費用負担・支払い等)

第7条 第4条の規定により乙が供給した応急生活物資等にかかる費用は、甲が負担するものとする。ただし、費用の支弁時期については、甲の災害対応状況から甲の判断により適当な時期に行うこととし、その価格については乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生時直前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項に基づく費用の請求並びに支払い等事務手続きについては、甲が別に定める所定の様式により行うものとする。

3 前条に基づく応急生活物資等の運搬に係る経費については、乙の負担とする。

(補則)

第8条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から3ヵ年とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれかから何らかの意思表示がない限り、自動的に継続するものとする。

第9条 この協定に定めない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(附則)

1 この協定は平成18年8月31日から施行するものとする。

2 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年8月31日